

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年2月2日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパースポーツゼビオ松本店

松本市村井町北2-868-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ゼビオ株式会社	諸橋 友良	福島県郡山市朝日三丁目7-35
株式会社バロー	田代 正美	岐阜県恵那市大井町180-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
ゼビオ株式会社	諸橋 友良	福島県郡山市朝日三丁目7-35
株式会社バローホールディングス	田代 正美	岐阜県恵那市大井町180-1
株式会社ゴルフパートナー	石田 純哉	東京都千代田区神田錦町三丁目20錦町トラッドスクエア13階

4 変更した年月日

平成27年10月1日

5 届出年月日

令和7年12月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和8年2月2日から令和8年6月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年2月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
大町南ショッピングセンター  
大町市大字大町字糸芝2978-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社カネマン大黒園商店  
大町市大町3829番  
イオンリテール株式会社  
千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	梅本 和典	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	古澤 康之	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
マックスバリュ長野株式会社	増田 正良	松本市双葉10番22号
株式会社マルタ	熊谷 正宏	飯田市座光寺460番地1
株式会社キタムラ	北村 正志	高知県高知市本町四丁目1番16号
株式会社キャンドウ	城戸 一弥	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
株式会社ナガタ	永田 滋弘	諏訪市大字四賀2323番地
株式会社ジーフット	松井 博史	愛知県名古屋市千種区今池三丁目4番10号
有限会社シーポート・カンパニー	塚田 浩二	長野市安茂里小市三丁目30番24号
株式会社コスモネット	三上 明	京都府京都市中京区烏丸通四条上る筍町689番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンビッグ株式会社	三浦 弘	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号
株式会社キャンドウ	城戸 一弥	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
株式会社メガネのナガタ	永田 滋弘	諏訪市大字四賀2323番地
株式会社オギノ	荻野 雄二	山梨県甲府市徳行一丁目2番18号

- 4 変更した年月日  
平成26年11月30日ほか
- 5 届出年月日  
令和7年12月24日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北アルプス地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和8年2月2日から令和8年6月1日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北アルプス地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年2月2日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

池田ショッピングセンター

北安曇郡池田町大字会染6442-9ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンリテール株式会社

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	梅本 和典	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	古澤 康之	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
マックスバリュ長野株式会社	増田 正良	松本市双葉10-22
有限会社佐野商店	佐野 艶子	北安曇郡池田町大字池田4365-12
株式会社花水樹	西澤 和也	上田市中之条308番地5

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンビッグ株式会社	三浦 弘	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号

## 4 変更した年月日

令和3年6月1日ほか

## 5 届出年月日

令和7年12月24日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北アルプス地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和8年2月2日から令和8年6月1日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北アルプス地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年2月2日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

白馬ショッピングセンター

北安曇郡白馬村北城1007

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンリテール株式会社

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	住所
ジャスコ新白馬店	北安曇郡白馬村北城1007

(変更後)

名称	住所
白馬ショッピングセンター	北安曇郡白馬村北城1007

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	梅本 和典	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	古澤 康之	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
マックスバリュ長野株式会社	増田 正良	松本市双葉10-22
株式会社キャンドゥ	坂戸 一弥	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
株式会社丸井伊藤商店	伊藤 英一郎	茅野市宮川4529番地
有限会社山葵村柄ヶ洞農場	飯沼 亀芳	上伊那郡南箕輪村久保12番

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンビック株式会社	三浦 弘	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号
株式会社キャンドゥ	坂戸 一弥	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

4 変更した年月日

平成28年10月31日ほか

5 届出年月日

令和7年12月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北アルプス地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和8年2月2日から令和8年6月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北アルプス地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

**公告**

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定により、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第16条の規定により、次のとおり公告し、準備書及びこれを要約した書類（以下「準備書等」という。）を公衆の縦覧に供します。

令和8年2月2日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画決定権者の名称

山梨県

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

長野県

長野県知事 阿部 守一

長野県長野市大字南長野字幅下692の2

2 事業予定者の氏名及び住所（事業予定者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

国土交通省関東地方整備局

国土交通省 関東地方整備局長 橋本 雅道

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

3 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

（仮称）韮崎都市計画道路1・4・1号双葉・韮崎・清里幹線

（仮称）佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線

(2) 種類

高速自動車国道の新設

(3) 規模

道路延長 約40.4km、車線数 4車線

4 都市計画対象事業が実施されるべき区域

山梨県北杜市

南佐久郡小海町、南佐久郡南牧村、南佐久郡佐久穂町

5 関係地域の範囲

山梨県北杜市

南佐久郡小海町、南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、南佐久郡南相木村、南佐久郡北相木村、南佐久郡佐久穂町

6 準備書等の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所、期間及び時間

場 所	期 間	時 間
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県佐久建設事務所整備課、佐久市役所建設部道路建設課、小海町役場産業建設課、川上村役場建設課、南牧村役場産業建設課、南相木村役場振興課、北相木村役場経済建設課、佐久穂町役場建設課、山梨県県土整備部都市計画課、山梨県中北建設事務所都市整備課、甲斐市まちづくり振興部都市計画課、韮崎市建設課、北杜市建設部まちづくり推進課、山梨県県民情報センター、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所総務課及び国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所総務課	令和8年2月2日（月）から令和8年3月2日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。	午前8時30分から午後5時15分まで。

## (2) インターネットによる公表

インターネットによる公表については、長野県建設部都市・まちづくり課のホームページ (<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/toshi/keikaku/keikaku/minamimakisaku.html>) 及び長野県佐久建設事務所のホームページ (<https://www.pref.nagano.lg.jp/sakuken/>) に掲載します。

## 7 意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の(1)から(3)までの記載に従って、都市計画決定権者に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## (1) 意見書の提出期限

令和8年3月16日(月)まで

## (2) 意見書の提出先

次のいずれかに提出してください。

ア 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692の2

長野県庁7階

長野県建設部都市・まちづくり課

イ 〒384-0301 長野県佐久市臼田2015

長野県佐久建設事務所整備課

FAX 0267-82-7400

e-mail [ikensyo-tce@pref.nagano.lg.jp](mailto:ikensyo-tce@pref.nagano.lg.jp)

ウ 〒385-8501 長野県佐久市中込3056

佐久市役所建設部道路建設課

エ 〒384-1192 長野県南佐久郡小海町大字豊里57-1

小海町役場産業建設課

オ 〒384-1405 長野県南佐久郡川上村大字大深山525

川上村役場建設課

カ 〒384-1302 長野県南佐久郡南牧村大字海ノ口1051

南牧村役場産業建設課

キ 〒384-1211 長野県南佐久郡南相木村3525番地1

南相木村役場振興課

ク 〒384-1201 長野県南佐久郡北相木村2744

北相木村役場経済建設課

ケ 〒384-0697 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町569

佐久穂町役場建設課

コ 〒380-0902 長野県長野市鶴賀字中堰145

国土交通省関東地方整備局

長野国道事務所総務課

サ 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県県土整備部都市計画課

FAX 055-223-1724

e-mail [toshikeiass@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:toshikeiass@pref.yamanashi.lg.jp)

シ 〒400-0065 山梨県甲府市貢川2-1-8

山梨県中北建設事務所都市整備課

## (3) 意見書の記載事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である準備書の名称(「(仮称) 薩摩都市計画道路1・4・1号双葉・薩摩・清里幹線(仮称) 佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線 環境影響評価準備書」と記載するものとします。)

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。)

## 8 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

## (1) 令和8年2月12日(木)午後7時から

長野県南佐久郡小海町大字豊里798 小海町総合センター

## (2) 令和8年2月12日(木)午後7時から

山梨県甲斐市今井236-2 甲斐市双葉公民館

## (3) 令和8年2月15日(日)午後1時30分から

長野県南佐久郡南牧村板橋988-2 南牧南小学校体育館

- (4) 令和8年2月15日(日)午後3時から  
山梨県北杜市須玉町若神子521-17 北杜市須玉ふれあい館
- (5) 令和8年2月15日(日)午後4時30分から  
長野県南佐久郡南牧村海ノ口1138-2 南牧村中央公民館
- (6) 令和8年2月17日(火)午後7時から  
長野県佐久市下小田切124番地1 佐久市コスモホール
- (7) 令和8年2月17日(火)午後7時から  
山梨県北杜市高根町村山北割3315 北杜市八ヶ岳やまびこホール
- (8) 令和8年2月18日(水)午後7時から  
山梨県韮崎市若宮1-2-50 韮崎市市民交流センターニコリ

都市・まちづくり課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年2月2日

長野県知事 阿部 守一

## 1 都市計画の種類及び名称

佐久都市計画道路 1・4・1号南牧佐久線

## 2 都市計画を定める土地の区域

佐久都市計画道路 1・4・1号南牧佐久線

南佐久郡南牧村大字平沢字塙川、字柄久保、字馬越、字奈良山、字佐惣、字広原、字尾根越及び字野辺山雪久保並びに大字野辺山字矢出原、字野辺山及び字喜峯ヶ丘並びに大字板橋字小板橋、字茶せき及び字まきば並びに大字海ノ口字西手原、字二手、字むじなの平、字杣添奥、字いよふ、字ウソ沢、字みなわ、字高見沢奥、字堤ノ久保、字扇平、字湯沢奥、字湯沢入及び字大入並びに大字海尻字古道、字塙湯日影、字高石、字高石日向、字日影中、字栗谷口、字栗谷目向中、字岩之上、字目端地、字小島西ノ割、字奈良井日影、字奈良井日向、字日影田、字西堀、字川久保日影、字西之久保、字南坂上、字沢入、字北坂上、字北臼子池、字木ノ芽畠、字蛇池、字柳原及び字保登久保並びに南佐久郡小海町大字豊里字長海、字柳原、字蛙沢、字川さ、字赤坂、字上坂、字道下、字下平、字北びら、字上抜井、字大深沢、字橋場沢、字がんとう石、字石間草、字神明前、字隈高、字屋敷割、字福山風取岩、字水無、字居窪日影、字居窪、字上ノ段、字二小池、字権見前、字木ノ木沢、字南屋そうだ、字地藏平、字下の沢及び字田の窪並びに大字千代里字ガウロ、字岩網、字上原、字上ミ相沢、字中相沢、字下相沢、字下溝ノ原、字三沢日影、字上三沢、字開畑、字柳窪、字中芳窪、字細窪及び字下鷹ノ巣の各一部を追加する。

## 3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県佐久建設事務所、佐久市役所、佐久穂町役場、小海町役場及び南牧村役場

## 4 縦覧期間

自 令和8年2月2日

至 令和8年3月2日

都市・まちづくり課

**公告**

次のとおり落札者を決定しました。

令和8年2月2日

長野県千曲川流域下水道事務所長 渡辺剛史

## 1 落札に係る役務及び予定数量

## (1) 役務

令和8年度 千曲川流域下水道維持管理 汚泥処分業務

## (2) 予定数量

脱水汚泥 2,900トン

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

(1) 名称 長野県千曲川流域下水道事務所

(2) 所在地 長野市真島町川合1060-1

3 落札者を決定した日

令和7年12月11日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 明星セメント株式会社 糸魚川工場

(2) 所在地 新潟県糸魚川市上刈七丁目1番1号

5 落札金額

1トン当たりの単価 22,550円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

令和7年10月30日

水道・生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年2月2日

長野県上田養護学校長 藤森哲

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

令和8年度長野県上田支援学校スクールバス運転管理等業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

[https://www.ppi.e-nagano.lg.jp/PPIPublish/portal\\_accepter/015\\_link.html](https://www.ppi.e-nagano.lg.jp/PPIPublish/portal_accepter/015_link.html)

(2) 申請を行う時期

随时受け付けます。

## (3) 問合せ先

長野市大字南長野字幅下692番地2  
長野県会計局契約・検査課用品調達係  
電話 026 (235) 7079

## 4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問合せ先

上田市岩下462-1  
長野県上田養護学校 事務室  
電話 0268 (35) 2580

## 5 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年3月17日(火)午後2時

イ 場所 長野県上田養護学校 第1会議室

## (3) 入札の日時及び郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和8年3月16日(月)午後4時

イ 郵便による受領期限 令和8年3月16日(月)

ウ 提出場所 郵便番号 386-0153

上田市岩下462-1

長野県上田養護学校 事務室

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、令和8年2月27日(金)午後4時までに上記4の場所に提出してください。なお、必要な書類の内容に関する照会があったときは、令和8年3月16日(月)午後5時までに入札参加者の負担において、説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

財務規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

## 6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

(3) 令和8年4月1日より、校名が「上田養護学校」から「上田支援学校」に変更となります。

## 7 Summary

## (1) Services to be procured:

FY 2026 school bus operations management for Nagano Prefecture Ueda School for Special Needs Education

## (2) Contract period:

April 1, 2026 to March 31, 2027

## (3) Contact information:

Nagano Prefecture Ueda School for Special Needs Education Administration Office

462-1 Iwashita, Ueda City 386-0153 Japan

Tel: +81-268-35-2580

## (4) Bid opening:

Date and time: Tuesday, March 17, 2026, 2 p.m. (JST)

Location: Nagano Prefecture Ueda School for Special Needs Education Conference Room

462-1 Iwashita, Ueda City 386-0153 Japan

## (5) Mail-in submission:

Deadline: Monday, March 16, 2026

Mailing address: Nagano Prefecture Ueda School for Special Needs Education Administration Office  
462-1 Iwashita, Ueda City 386-0153 Japan

特別支援教育課